

札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 重度身体障がい者の自立更生を促進するため、これらの者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に必要な経費について、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、札幌市とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、本市に居住地を有し、次の各号の全てに該当する在宅の者(障害者支援施設、介護老人福祉施設、救護施設等の施設に入所していない者)とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に定める身体障がい者であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号による肢体不自由の障がい程度が1級又は2級の者
- (2) 自らが所有し運転する自動車の操行装置又は駆動装置等を、自己の障がい特性に配慮した仕様に改造することにより、就労等の自立更生の促進が図られる者
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第26条の5において準用する同法第20条及び第21条に規定する特別障害者手当の支給に係る所得制限の基準に該当しない者

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 自らが所有し運転する自動車の操行装置及び駆動装置等の改造に要する経費の一部を交付するものとし、その額は50,000円とする。ただし、改造を実施するのに必要な経費が50,000円に満たない場合にあつては、その経費に相当する額を交付することとする。

- 2 自らが脱着を行う操行装置及び駆動装置等(以下「脱着式運転補助装置」という。)の取付けについても、本事業における改造とみなした上で前項の規定を準用するが、当該脱着式運転補助装置を自らが所有し運転する自動車以外の自動車においても使用する場合はこれを認めない。

(補助対象除外期間)

第5条 本事業による補助を受けたことのある者は、原則として市長が補助金交付を決定した日から起算して3年間は、本事業による補助金の交付の決定を再び受けることはできない。

- 2 前項の規定に関わらず、過去3年間に本事業による補助を受けた金額の合計が50,000円に満たない者については、本事業による補助を再び受けることができる。この場合における補助金額は、「50,000円から過去3年間に本事業により補助を受けた金額の合計を控除した額又は改造を実施するのに必要な経費のうち、いずれか低い額」とする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者(以下「補助金交付申請者」という。)は、改造を実施する前の段階で、次の各号の書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付申請書(様式1)
- (2) 見積書(自動車改造の内容とその経費が記載されたもの(脱着式運転補助装置の場合は、その購入に係る経費が記載されたもの))及びカタログ等
- (3) 自動車検査証の写(改造予定の自動車を既に自己所有している場合に限る)
- (4) 自動車運転免許証の写
- (5) 身体障害者手帳の写
- (6) 第3条第3項の基準に該当するか否かを審査するために必要な所得等に関する書類
- (7) その他、市長が必要と認めた書類

2 補助金を受けようとする自動車改造について、改造終了後の補助金交付申請は、いかなる場合もこれを認めない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、第6条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、本条第1項の審査の結果、補助金を交付することを決定したときは、申請者に対し、札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付決定通知書(様式2)により通知するものとする。また、この場合において、市長は補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を附することができる。

3 市長は、本条第1項の審査の結果、申請を却下することを決定したときは、申請者に対し、札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付申請却下決定通知書(様式3)により通知するものとする。

(決定内容の変更又は決定の取消し)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者が、改造等に関する内容を変更または改造を中止する場合には、あらかじめ、次の各号の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 札幌市身体障がい者自動車改造費補助金内容変更(中止)承認申請書(様式4)
- (2) その他、市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の申請内容を審査した結果、変更又は中止が必要であると認めるときは、前条第2項の決定内容の全部若しくは一部を変更し、又は決定を取消することができるものとする。

(改造終了報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、改造を終了した後において、次の各号の書類を添えて、市長に改造終了報告をするものとする。

- (1) 改造終了報告書(様式5)
- (2) 改造実施事業者が発行した改造に要した経費に係る領収書(脱着式運転補助装置の

場合は、販売事業者が発行した脱着式運転補助装置購入に要した経費に係る領収書)

(3) 自動車検査証の写

(4) その他、市長が必要と認めた書類

(補助金の確定)

第10条 市長は前条の改造終了報告に基づき、補助決定に沿った改造内容であったかどうかについて審査を行い、補助金額を確定するものとする。なお、改造終了報告を行った決定対象者に対しては、札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付確定(振込)通知書(様式6)により、補助確定額等を通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、補助額の確定の後において、札幌市身体障がい者自動車改造費補助金請求書(様式7)による請求に基づき交付するものとする。

(書類の経由)

第12条 この要綱により市長に提出する書類は、居住地を管轄する区の保健福祉部長(以下「保健福祉部長」という。)を経由しなければならない。

2 保健福祉部長は、補助金交付申請にあたり、補助金交付申請者が実施しようとする自動車改造が、本事業の趣旨に合致しているかについて、十分確認するものとする。

3 保健福祉部長は、第6条、第8条、第9条、及び第11条に定められた書類を受理するにあたっては、交付の決定、変更、取消し、確定についての審査、及び補助金の交付に関して、必要な情報が的確に記載されているかを十分確認するものとする。

4 保健福祉部長は、第6条に定められた書類については札幌市身体障がい者自動車改造費補助金の交付申請に係る進達書(様式8)を、第9条及び第11条に定められた書類については札幌市身体障がい者自動車改造費補助金に係る改造終了報告及び交付請求の進達書(様式9)を添付して、すみやかに障がい保健福祉部長に進達するものとする。

5 保健福祉部長は、第6条に定められた書類を障がい保健福祉部長に進達するにあたって、第3条第3項の基準に該当するか否かを審査することとする。

(委任)

第13条 この要綱の施行について、必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年3月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年11月4日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

(様式1)

年度札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付申請書

(宛先) 札幌市長

年 月 日

申請者 氏

住所 _____

氏名 _____

個人番号 _____

電話番号 _____ FAX _____

以下の注意事項に同意の上、札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付要綱による補助金を交付されるよう申請します。

1 障がい名等

(1) 障がい名 _____

(2) 障がい等級 第 ____ 種 ____ 級

(3) 手帳番号 _____ 第 _____ 号

2 現在の職業、若しくは自動車改造後に就職を希望する職業

現在の職業 _____ (希望する職業 _____)

3 自動車の改造が自立更生に必要な理由

4 自己の障がい特性に応じた自動車改造を施す箇所及び具体的内容

5 改造(予定)期日

_____年_____月_____日

6 改造を実施しようとする自己所有の自動車について(該当欄に○を付してください)

(1) 既に所有する自動車を改造 (2) 購入予定の自動車を改造 (3) その他

7 改造予定の自動車を運転するのに必要な運転免許の取得状況(該当欄に○を付してください)

(1) 有 (運転免許の種類: _____) (2) 無

8 過去の身体障がい者自動車改造費補助金交付の有無(該当欄に○を付してください)

(1) 無 (2) 有 (交付を受けた年度: _____年度、交付金額 金 _____円)

9 補助申請額

金 _____ 円

10 添付書類(該当欄に○を付してください)

(1) 見積書(改造の内容及びその経費が記載されたもの)及びカタログ等

(2) 自動車検査証の写(改造予定の自動車を既に自己所有している場合のみ)

(3) 自動車運転免許証の写

(4) 身体障害者手帳の写

(5) 特別障害者手当所得状況届、所得制限の審査に必要な所得等に関する資料

(6) その他 (_____)

※注意事項

本申請にあたって札幌市及び各区は、申請者、申請者の配偶者及び申請者を扶養する義務がある者の所得や本補助金に係る対象者要件その他の審査において必要とされる場合には、公簿等を確認するほか、関係機関等に対し、資料等の提供を受けるため、申請者等が同意している旨を伝えた上で照会を行います。

(様式4)

札幌市身体障がい者自動車改造費補助金内容変更(中止)承認申請書

(宛先) 札幌市長

年 月 日

申請者 氏

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____ FAX _____

札幌市身体障がい者自動車改造費補助事業実施要綱による補助金交付決定内容を、次のとおり変更(中止)したいので、承認願います。

記

1 変更(中止)の理由

2 変更内容

3 自動車改造に伴う費用

変更前の額 金 _____ 円

変更後の額 金 _____ 円

4 添付書類

(_____)

(様式5)

改 造 終 了 報 告 書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

〒 _____ - _____

住所 _____

氏名 _____

このたび、自動車の改造を終了しましたので、関係書類を添え報告いたします。

記

1 添付書類

- (1) 改造実施事業者が発行した改造に要した経費に係る領収書 (原本)
- (2) 自動車検査証 (写)

(様式7)

札幌市身体障がい者自動車改造費補助金請求書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

請求者 〒 _____

住 所 _____

フリガナ _____

氏 名 _____

金融機関名 _____ 銀行・信金・信組・農協

支店名 _____ 本・支店

口座種別 (普通 ・ 当座)

口座番号 _____

札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり請求いたします。

記

請求金額 _____ 円

(様式8)

札 保福第 号
年 月 日

保健福祉局障がい保健福祉部長 様

札幌市 区保健福祉部長

札幌市身体障がい者自動車改造費補助金の交付申請に係る進達書

標記の件について、下記の者より交付申請がありましたので、別紙のとおり送付いたします。

記

1 住所 _____

2 氏名 _____

3 添付書類 (該当欄に○を付すこと)

- ・ 札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付申請書
- ・ 見積書 (改造の内容及びその経費が記載されたもの) 及びカタログ等
- ・ 自動車検査証の写
- ・ 自動車運転免許証の写
- ・ 身体障害者手帳の写
- ・ 特別障害者手当所得状況届
(審査結果 : 交付要綱第3条第3項に定める所得制限に 非該当 ・ 該当)
- ・ 所得制限の審査に必要な所得等に関する資料
(確定申告の写・源泉徴収票の写・納税証明書・年金や給与等の振込先通帳の写)
- ・ その他
(_____)

所属 _____ 区保健福祉課
担当 _____ (内線 _____)

(様式9)

札 保福第 号

年 月 日

保健福祉局障がい保健福祉部長 様

札幌市 区保健福祉部長

札幌市身体障がい者自動車改造費補助金に係る改造終了報告及び交付請求の進達書

標記の件について、下記の者より改造終了報告及び交付請求がありましたので、別紙のとおり送付いたします。

記

1 住所 _____

2 氏名 _____

3 添付書類

- ・ 改造終了報告書
- ・ 改造実施事業者が発行した改造に要した経費に係る領収書（原本）
- ・ 自動車検査証（写）
- ・ 札幌市身体障がい者自動車改造費補助金請求書
- ・ その他

(_____)

所属 区保健福祉課

担当 _____ (内線 _____)